

学校内に感染者が発生した場合（感染者の考え方）

別紙 5

感染者	出席停止（治癒するまで）	
感染者の濃厚接触者と考えられる者	在籍学級児童生徒 同じ部活動生徒 一緒に登下校する児童生徒 学級担任・当該学級の授業担当者、学習支援員	（マスクを外して昼食摂取や体育を実施。最終的には保健所が判断） 濃厚接触者の疑い（マスク着用や活動の態様により保健所が判断） 濃厚接触者の疑い（マスク着用や活動の態様により保健所が判断）
濃厚接触者と特定された者	PCR検査で陽性 PCR検査で陰性	感染者と同じ 出席停止 *（期間）最終接触した日から2週間経過するまで
濃厚接触者の家族・PCR検査で陰性となった者の家族	登校、出勤、外出等可能 **ただし、感染している可能性があるなど、保護者等からの申し出により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。	
濃厚接触者とならない者	他の学級児童生徒・他の学年児童生徒・濃厚接触者と考えられる者に該当しない教員 濃厚接触者にならない。登校・外出可能	

【例】 3年3組 女子テニス部生徒が感染した場合

（濃厚接触者）3年3組全員、担任、女子テニス部全員、顧問（マスクを外して昼食や活動を共にしていた。）

3年3組で授業をしていた教員（マスク着用の有無・活動の態様によって判断される。）

該当生徒と選択授業や体育、登下校等の活動を共にした生徒（マスク着用の有無・活動の態様によって判断される。）

（濃厚接触者とならない）その他のクラスの生徒、その他の教員、濃厚接触者の家族は、行動制限はない。

*教職員が感染した場合についても、これに準ずることとする。